

純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、外形対象法人（地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号イに掲げる法人）が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 受取賃借料が大きく、純支払賃借料が零又は負数になる場合であっても、この明細書の①～③の各欄に記載の上、必ず提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た
1 各欄共通	収入金額課税事業（電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業、以下同じ。）をあわせて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。
2 「支払賃借料」及び「受取賃借料」の各欄	(1) 貸借している土地又は家屋（家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいいます。また、土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果たす構築物及び附帯設備を含みます。）ごとに、各欄に記載します。この場合、一の土地又は家屋に係る期中の支払賃借料又は受取賃借料が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 契約において複数の土地又は家屋について貸借している場合には、契約ごとに、各欄に記載して差し支えありません。 (3) 明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。また、明細が多岐にわたる等、別紙の添付が困難である場合は、「備考」の欄に別途明細を保存している旨記載し、申告書提出時の添付を省略して差し支えありません。
3 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」	(1) 土地についてはその用途（例えば、「宅地」、「駐車場」など）を記載します。 (2) 家屋についてはその用途（例えば、「事務所」、「店舗」など）を記載し、当該家屋について名称（ビル名等）があるときは（ ）書きで当該名称を併記します。
4 「所在地」及び「住所又は所在地」	「所在地」及び「住所又は所在地」は、区市町村単位までの記載で差し支えありません。
5 「契約期間」	「契約期間」は、契約書等における契約期間を記載します。またこの契約等が更新されている場合は、更新した期間も含めて記載してください。
6 「期中の支払賃借料」	当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払うもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの）を記載します。 ※消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。 ※共益費等（水道光熱費、管理人費など）が賃借料と金額区分されている場合、賃借料に含めないで記載します。
7 「期中の受取賃借料」	当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払を受けるもので、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額を記載します。 ※消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。 ※共益費等（水道光熱費、管理人費など）が賃借料と金額区分されている場合、賃借料に含めないで記載します。
8 「純支払賃借料の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、特定内国法人（内国法人で外国に事務所等を有するもの）又は非課税事業（林業、鉱物の掘採事業等）をあわせて行う法人にあっては負数、その他の法人にあっては零）を記載します。
9 「備考」	(1) 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」において記載した土地又は家屋の一部を貸借している場合には、その部分（例えば、「ビルの1～3階部分」など）が分かるように記載します。 (2) 契約ごとに記載したもの又は一括記載したものがあれば、当該内容又は代表的な用途及び箇所（例えば、「業務用駐車場 10ヶ所」など）を記載します。